

給付金の手続きと振り込みまでの流れ



1 住民税非課税世帯 または 均等割のみ課税世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から豊島区にお住まいの場合

- 1 豊島区から、支給対象と思われる世帯へ、給付内容や確認事項が書かれた確認書が送付されます。
7月3日から発送予定

- 2 記載内容を確認して、豊島区に**郵送**または**直接提出**してください。
- 3 指定の口座に振り込まれます。

【確認】
■記載なし
■確認先を



世帯の中に、令和5年1月2日以降に豊島区に転入した方がいる場合

- 1 豊島区から、申請書が送付されます。**7月中旬から発送予定**
- 2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ**郵送**または**直接提出**してください。
- 3 指定の口座に振り込まれます。

【添付】
■申請書
■本人マイ
■受取

確認書や申請書が届いても、支給要件に該当しない

2

家計急変世帯

【対象となる世帯】
以下のいずれにもあてはまる世帯

- 予期せぬ理由により収入が減少したこと。

かつ

- 世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税水準以下であること。

7月24日から受付開始予定

非課税水準



扶養人数	非課税相当限度額 (収入額)	非課税相当限度額 (所得額)
扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
1人	156.0万円	101.0万円
2人	205.7万円	136.0万円
3人	255.7万円	171.0万円
4人	305.7万円	206.0万円
5人	355.7万円	241.0万円

家計急変



Q (家計急変) 予期せぬ理由とは、どのような理由のことですか

A 病気やケガなどにより収入が減少した場合などです。季節性がある事業活動をしている方で、通常収入を得られる時期以外での申請は支給要件を満たしません。また、定年退職による収入の減少も支給要件を満たしません。

Q 年収見込額が非課税水準以下かどうかどのように確認したらいいですか

A 令和5年1～9月の間の任意の1か月の収入×12か月が非課税相当限度額を上回っていないければ、家計急変世帯として給付の対象になります。
(例) 右記ケース1～3

ご不明な点は問い合わせください

コールセンター ☎4566 - 4192

ケース 1

支給対象

一人世帯で、ある月の収入が8万3千円に減り、年間収入見込額が100万円を下回る場合



年間収入見込額
83,000円×12か月
=996,000

$$\left(\begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (99.6\text{万円}) \end{array} \leq \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (100\text{万円}) \end{array} \right)$$

ケース 2

支給対象

二人世帯(配偶者を扶養)で、ある月の収入が13万円に減り、年間収入見込額が156万円を下回る場合



月々の収入
13万円
収入なし
年間収入見込額
130,000円×12か月
=1,560,000

世帯収入の合算ではなく、1人1人の収入がそれぞれ非課税水準以下か判定します

$$\left(\begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (156\text{万円}) \end{array} \leq \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (156\text{万円}) \end{array} \right)$$

ケース 3

支給対象外

一人世帯で、ある月の収入が9万円に減ったが、年間収入見込額が100万円を超える場合



年間収入見込額
90,000円×12か月
=1,080,000

$$\left(\begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (108\text{万円}) \end{array} > \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (100\text{万円}) \end{array} \right)$$